

民間賃貸住宅に関する情報提供について

- ① 被災者に関する民間賃貸住宅の情報については、それぞれの被災者の実情に応じて多様な情報提供のルートを整備(下図)。
- ② 今回の措置は、先日(22日)設置した公営住宅等情報センターにおいて、民間賃貸住宅(被災者が個々に契約するものであって、通常の賃貸借契約によるもの)の情報提供を行うこととするもの。
- ③ 民間賃貸住宅については、今後、被災県において応急仮設住宅としての活用を行うほか、被災者が個々に契約する賃貸住宅に関する住宅情報誌の提供等を実施していく予定。

直接地元で情報を入手

【地元地方公共団体において一括借上げ・募集】

被災地方公共団体が応急仮設住宅として無償での提供を準備中

【避難所での住宅情報誌の提供等】

被災地方公共団体の借上状況を踏まえ、被災者が個々に契約する民間賃貸住宅について、関係団体による情報提供誌の提供等を準備中

電話の利用が可能な方

公営住宅等情報センター
0120(0)267722

・全国コールセンター(全国賃貸住宅経営協会)

TEL:0120-960-003+55599

インターネットの活用
が可能な方

・国土交通省DB(あんしん賃貸ネット)

<http://www.anshin-chintai.jp/saigai/>

・不動産ジャパン(不動産流通近代化センター)

<http://www.fudousan.or.jp/>

・災害時住宅支援検索サイト(全国賃貸住宅経営協会)

<http://www.saigaishienjutaku.com/>